

## 平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額から1,946,878千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,003,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

**第4条** 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 5,745,146	千円 △ 192,795	千円 5,552,351
	1 負担金	5,745,146	△ 192,795	5,552,351
3 国庫支出金		4,394,243	△ 992,000	3,402,243
	1 国庫補助金	4,394,243	△ 992,000	3,402,243
5 繰入金		966,844	△ 12,500	954,344
	1 一般会計繰入金	966,844	△ 12,500	954,344
6 繰越金		770,805	△ 569,183	201,622
	1 繰越金	770,805	△ 569,183	201,622
8 県債		975,000	△ 180,400	794,600
	1 県債	975,000	△ 180,400	794,600
歳入合計		12,950,766	△ 1,946,878	11,003,888

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 11,549,591	千円 △ 1,946,878	千円 9,602,713
	1 都市計画費	11,549,591	△ 1,946,878	9,602,713
歳出合計		12,950,766	△ 1,946,878	11,003,888

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 土木費			千円 1,020,871
	1 都市計画費		1,020,871
		中部流域下水道建設費 (沖縄振興公共投資交付金)	66,902
		中部流域下水道建設費 (社会資本整備総合交付金)	715,827
		中城湾流域下水道建設費	115,865
		中城湾南部流域下水道建設費	24,202
		下水道建設改良費	69,164
		公共下水道建設費	28,911
合計		1,020,871	

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
中城湾流域下水道建設費	平成29年度から 平成30年度まで	千円 10,200
中城湾南部流域下水道建設費	平成29年度から 平成30年度まで	9,000

## 第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
下 水 道 事 業	千円 975,000	千円 △ 180,400	千円 794,600	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成29年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以上とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	975,000	△ 180,400	794,600			